

平成 30 年 7 月 8 日

平成 30 年台風第 7 号および前線等に伴う大雨にかかる災害に対する
各種お取引に関するお知らせ（第 2 報）

このたびの平成 30 年台風第 7 号および前線等に伴う大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

J Aバンク広島では、今回災害救助法が適用された地域および今後追加される地域にお住まいのお客様に対しまして、以下のとおり個別対応させていただきますので、お近くの J Aの窓口へご相談ください。

また、被害を受けられた皆様の資金支援に関するご相談を県内 J A各店舗の窓口にて受け付けております。

1. 貯金通帳、貯金証書、印鑑等を紛失された場合でも、ご本人であることを確認したうえで便宜扱いによる払い戻しを行いますのでご相談ください。
2. 定期貯金、定期積金等の期限前払い戻し、それらを担保とするお借り入れ等につきましてもご相談ください。
3. 災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立や不渡処分等についてはご相談ください。
4. 損傷した紙幣や硬貨の引換えに応じますのでご相談ください。
5. 災害により国債を紛失された場合にはご相談ください。
6. お借り入れいただいている資金の返済猶予や返済額変更等についてはご相談ください。

<災害救助法適用地域>

- | | | | | |
|---------|---------|---------|--------|------|
| ・広島市 | ・呉市 | ・竹原市 | ・三原市 | ・尾道市 |
| ・福山市 | ・府中市 | ・東広島市 | ・江田島市 | |
| ・安芸郡府中町 | ・安芸郡海田町 | ・安芸郡熊野町 | ・安芸郡坂町 | |

以 上